

要望事項 (優先順位 岩倉3学区4, 八瀬3, 久多5)

広域的な獣害対策

要 旨**(岩倉3学区)**

岩倉地域は、急速に宅地化が進み人口が増えてますが、一方で、自然がまだ多く残り、野生の動物が多く生息しています。特に、はぐれザルの出没が目立ち、イノシシ、シカは、農作物、植林等に被害を及ぼしています。最近は、クマも出てきており、大変危険なため有効な対策を切に要望します。

(八瀬)

洛北地域全体で、サル、シカ、イノシシ、クマ等の獣害対策及び一般家庭ゴミや畠等を荒らすアナグマ、テン、ヌートリア等を地域で捕獲した時の行政による生きたままの引取をお願いしたく要望します。

また、外飼いの猫や野良猫への餌やりは、ほかの獣害を引き寄せることがあるため、飼い犬と同じように猫にも規制をしていただくようお願いします。

(久多)

獣害対策として、特にサルの捕獲とシカ、イノシシ、クマ等の対策を練る必要があると思います。サルは全頭捕獲から数調節捕獲とし、獣害に係る電柵、垣、塀等の設置費用の全額補助を要望します。

回 答**(環境政策局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、左京区役所)**

左京区内の関係学区におかれましては、サル、シカ、イノシシ、クマ等の被害対策の取組として、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」を設立され、積極的に御活動いただいているところです。

また、本市の野生鳥獣被害対策については、京都府猟友会と連携のうえ、被害の大きいイノシシ、シカ、サルの積極的な捕獲対応を行っています。

シカ等の有害鳥獣の捕獲数は、平成26年度以降の捕獲奨励金制度の見直しをはじめ、令和元年度から開始した狩猟期の有害鳥獣捕獲によって伸びていますが、現在も、被害が継続的に発生している状況を踏まえ、くくりわな、捕獲檻の増設やICTを用いた捕獲補助機材を活用し、引き続き集中的な捕獲に取り組みます。

クマについては、捕獲許可権者である京都府も含めた関係機関と連携し、必要な対策の実施・協力を今後も行っていきます。

なお、アナグマ、テン、ヌートリア等を捕獲した時の行政での引き取りは行っておりません。

ヌートリアについては、外来生物法で生態系への影響が懸念されるものとして、特定外来生物に指定され、生きたまま移動させること等が原則禁止されています。

本市域では直ちに影響を及ぼす状況ではないと考えられることから、現時点で外来生物法に基づく防除計画を策定しておらず、引取りをすることができません。

現在は、本市及び京都府の目視調査により、ヌートリアの生息状況の把握に努めるとともに、餌やり行為を発見した場合は、行為者に直接啓発を行っております。

猫への餌やりについては、本市では、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生社会の実現を目指し、平成27年に「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定しており、飼い主の責務や動物への不適切な給餌の禁止等について規定しています。

飼い主の責務としては、他に迷惑を及ぼすことを防止する観点から、飼い猫は室内で飼うよう努めることとしており、飼い主に対して周知しています。また所有者のいない野良猫への不適切な餌やり（本市が定める基準に則った適切な方法での給餌行為を除く。）については、給餌者に対して、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないと指導しています。

野生鳥獣の農地への侵入防止対策としては、農業団体が設置する防護柵や電気柵に対し、資材費の一部を補助する制度を設けています。要件等の確認については地域によって窓口が異なり、岩倉・八瀬地域は北部農業振興センターへ、久多地域は京北・左京山間部農林業振興センターへお問い合わせください。

また、野生鳥獣による生活環境被害防止対策として、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」をはじめ、地元学区を主とされる自主防除組織に対して、活動に必要な追払い用品の提供等を行っております。

なお、詳細に関しては左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当へお問い合わせください。

今後とも、地域住民の皆様の安全を第一に、本市関係局や京都府、猟友会などの関係団体との連携を密にし、野生鳥獣による被害防止対策に引き続き取り組んで参りますので、御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。